

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年 10 月 1 日より指定給水装置工事事業者は 5 年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年 10 月 1 日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から 5 年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	改正法施行日前日から 1 年：令和 2 年 9 月 29 日まで
H11.4.1~H15.3.31	// 2 年：令和 3 年 9 月 29 日まで
H15.4.1~H19.3.31	// 3 年：令和 4 年 9 月 29 日まで
H19.4.1~H25.3.31	// 4 年：令和 5 年 9 月 29 日まで
H25.4.1~R 1.9.30	// 5 年：令和 6 年 9 月 29 日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

新市移行前に指定を受けられた事業者については、更新時期の平準化を図るため事業者証に記載された指定日とは異なりますので、窓口にてご確認願います。

●指定更新の要件は水道法第 25 条の 3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第 25 条の 3 で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に 4 項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第 25 条の 8 及び法施行規則第 36 条）に伴い適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii.給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv.適正に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

※水道法第 25 条の 2 を準用

- ・様式第 1 指定申請書
- ・様式第 2 誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

◎4 項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
 - ・外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

[お問合せ]

今治市水道部

水道総務課（給水係） TEL (0898) 36-1576